

第2回 滋賀県特別職報酬等審議会 会議録

- 1 日 時 : 平成 27 年 5 月 11 日(月) 14:00～16:00
2 場 所 : 滋賀県公館ゲストルーム
3 議 題 : 知事の給料の額等、答申(案)について
4 出席委員 : 赤木俊夫、秋月謙吾、石田晃朗、大塚光子、佐武直子、山田清
(五十音順、敬称略) 委員 6 名中 6 名出席
5 資 料 : 平成 27 年度 第 2 回滋賀県特別職報酬等審議会 資料

6 会議概要 :

(1) 審議

＜事務局が「平成 27 年度 第 2 回滋賀県特別職報酬等審議会 資料」を説明しました。＞

＜質疑および意見＞

会長 : それでは審議に入っていきたいと思います。本日は前回と同様にまず知事・副知事の給料、それから知事・副知事の退職手当、そして議員報酬の順で審議を進めたいと思います。

それでは、まず、知事・副知事の給料の額についての検討を行いたいと思いますので、どなたからでもご意見、あるいはただ今の事務局の説明資料に対するご質問等内容は何でも結構ですので、知事・副知事の給料について何かございましたら、宜しくお願い致します。

A 委員 : 滋賀県の場合はこういう決め方のようにですが、類似団体とか他の都道府県、近隣の府県もだいたい同じような決め方をなさっているわけですか？

事務局 : 特別職の報酬を決めるにあたりましては、総務省から各都道府県に通知が出ておりまして、人口規模であるとか、財政規模の類似団体との均衡を図ったり、全国の平均額との均衡を図ったり、それぞれの県の財政状況の内容を勘案しながら決めることとなっておりますので、各都道府県よく似た決め方をしていると思われます。

A 委員 : こういう報酬審議会を開いてですか？

事務局 : それは必ず開いております。

B 委員 : 知事の給料ですけれども、従来の改定方法ですね、案①は。人口・財政規模類似団体の平均額との均衡を図る、これはそういうことなのですか？

事務局 : そうです。前回も類似団体との均衡を図りまして、現行の 132 万円という額が決まっております。

B 委員 : それで、副知事は知事の引下げ率を適用するとあるのですが、知事の案①は 5.3%減ですよね。副知事はどうなのですか？

事務局 : 5.3%を適用しまして、1 万円未満を四捨五入しております。その結果 5.8%減となっております。

C 委員 : 今更なんですけど、私はすごく重い役を受けているのだなというところがあります。報酬は責任に対する報酬であって、知事の方がどれだけ県のために尽くされているかとか、そういうことを県民がしっかり見た上で判断していかなければいけないところだと思います。他の類似団体との平均であるとか、そういう他の

県と合わせるというところだけを見ているような気がしてならないです。

例えば、滋賀県の知事は他府県の知事に比べて、より責任を果たされているという判断をするのであれば、そういう平均をとることに対しては良くないのではないかと、そういうことを県民はしっかりと見ていかなければならないのだけれど、私は申し訳ないですけど、そこまで議会の動きであるとか知事の動きであるとか、しっかり把握していないので、判断のしようがないというか、どうしていいものなのかなということを、一県民として思いました。確かに税収入が減っていったら、引下げという県民感情からいってそういう形もありますけど、責任を十分果たして頂いているのに、平均値で合わせるとか、県民感情だけを優先するとか、そういうところをどう考えたらいいいのか、すいません、私には分からなくなってきました。

会長： 確かに難しい問題だと思います。今の知事さん、着任されてまだ時間も経っていないわけですから、こういうことはないと思うのですが、例えば仮に明らかな行政の過失とか不備とかの動きがあって、時々首長さんが記者会見で謝ったりしますが、そのようなことは事後的に例えば自ら給料の一部を返上するとか、あるいは極端な場合は、裁判で被告になって巨額の損害賠償金を課せられるみたいなそういうまさに法的責任が、滋賀県なら滋賀県という大きな団体の長としてやっぱり個人にも場合によっては責任を負わされることがある。そういう意味においては、知事さんや議員さんや副知事さんのパフォーマンスというのは、給料も含めてですから、事前に決めないと、その場その場でというわけにいきませんし、世論調査の結果で反映させるわけにもいかない。そこらへんは決めなければいけないところでもあります。

その中で、今C委員がおっしゃったようなご懸念というのは事後的に修正する手段はいくらでもあるし、むしろ滋賀県知事が裁判で被告になって民事訴訟で巨額の賠償金を抱え込むようなことは決してないと思いますし、あつてはならないと思いますけれども、そういうことも含めた事後的な修正というのはあり得ると思います。そこらへんはある程度決めて差し上げないと給料が出ませんから、そういうふうにある程度割り切らなければいけない面もあるのかなという感じは致します。

C委員： よく分かりました。その点でいくと、こういう報酬の見直しというのは、今後たびたび私たち県民がしっかり行政を見た上で判断していくものなのか、ある程度決めたら十何年もこのままであって、先ほどもあった、その後の調整で規定されていくものか、その点をお聞きしたいと思います。

事務局： 今回は前回が平成8年ということで、ある意味イレギュラーだと思っております。今おっしゃっていただきましたように、少しその流れを置いておきまして、基本的に何年かに一回は見直しをして、見直しをした結果そのままというのももちろんございますし、上げる、下げるというのもありますけど、そういう意味で少し私どもは置いておいたかなと。その間、前回説明させて頂きましたが、カットというのがありまして、これがあったもので少しさわりづらかったというのが実はございます。

ただ、カットはカットで、先ほど会長もおっしゃって頂きましたように、それは独自の理由でありますので、やはりベースの部分には数年に一回見直しをして、

その都度そのままでいいのか、上げるのか下げるのかというご議論を今後はまたそういう形でやっていきたいというふうに思っております。

D委員： ちょっと関連ですけど。1回目で話題になったのか覚えてないですけど、19年間置いてきたというのは何か背景があったのですか？

 独自にカットされていたから、本当でいう132万円はさわらなくていいやないかとか、例えばですよ。19年間って非常に長い気がするのですよ。そのへん何かあったら教えていただけませんか？

事務局： 大きくはカットをしてきたというのがございまして、事実上10%、20%とかカットしていますから、かなり下がっていたというのがあります。カットをやめて本俸を見直すべきなのだろうなというご議論があるかと思いますが、カットというのは毎年毎年ありますから、そういう事実があったもので、ベースがなかなかさわりづらかったというのもあります。

 先ほど19年ぶりというお話がございましたが、前回平成8年度に見直しております。それ以前は平成3年、昭和63年、昭和60年、昭和55年と概ね3年から5年ごとに見直しているというような状況でございまして、先ほど申しました通り、この19年間というのはちょっと特異な期間でございまして、やはり給与カットがされていたため条例で決まった132万円という額が支給されていなかったということが背景にあるというふうに考えております。

D委員： それともう一つ、ここでは、この審議会では対象外なのですが、この特別職のマイナス改定が、一般職の職員さんに及ぼす影響というのは全く関係ないということでもいいのですか？

事務局： 一般職の給与につきましては、毎年人事委員会が民間給与の状況を調べまして、それに基づいて勧告を行うという仕組みを取っておりますので、今回特別職の給与をさわったからといって、それが一般職に直接反映するとか連動するというようなものではございません。

会長： 具体的な数字を見ていきますと、ある程度予想はされていたわけですが、人口・財政規模類似団体とのバランスを図るというやり方の方が、単純に47都道府県の平均値を取るよりも、深いというか大きな引下げになっていると。それは都道府県には富裕な団体もあるでしょうから、ある程度予想されていたことではあります。逆にいったら、今この知事・副知事の給与の決め方というものが、今後のこれ以外の退職手当とか議員報酬とかにも当然影響してくるので、少し時間を取って慎重に議論しなければいけないと思うのですけども。

 それぞれのこの案についてどのような考え方かということは、今背景を説明して頂いたわけですが、それぞれの委員のお考えの中で一番近い、ないしは納得がいきやすい数字というのはどれかというところにならざるを得ないのかなという感じがしています。

 それぞれのロジックというか理由づけのどれが一番優れているかということを決めるのは難しいのかなと。私は資料を拝見し、また説明を拝聴して思ったわけなのですが。どなたからでも、どれぐらいのカットが適当かということについての踏み込んだご意見を頂ければと思います。

B委員： 私は、案①で考えています。

 改定方法を従来のものと揃えるということが安定しているという意味で、説得

力があると思われます。平成9年度以降に改定したものと比べると、おそらく平成9年度以降、景気が後退局面という中で、ちょっと下げ幅が大きくなったのだと思います。

なんとなくなんです、それ以上に根拠はないのですが、今の状況で過去の引き下げ幅に縛られるよりも、今の現状の平均値を、類似団体の平均値を取るのが、一番シンプルでわかりやすいのではないかなと考えました。

会長： どうもありがとうございました。他に御意見ございますでしょうか？

D委員： 私も今の意見に賛同です。9年度以降、19年間さわってない中で、なんで9年なんやと、11年12年があってもいいのではないかと、直近があってもいいのではないかと、そのときどきに合わせるところ変わるよりか、むしろ従来の決め方を踏襲した方が分かりやすいし、納得性が高まるという気が致します。

A委員： いずれにしろ金額が決まった場合ですね、あと議会にかかるわけですか？

事務局： 金額につきましては、条例で決められておりますので、条例改正を議会に諮るということになります。

A委員： 金額が安くなった低くなった、そういうことによって県民の皆さん方が安くなったから安心するとか、多少のことはいいんやないかというような考えが出ると非常に心配するところであります。やっぱり、リーダーが、現状維持を含めて、下げることによってお茶を濁すということになってはいけない。活力が阻害されるとか、そういうことになってはならない。

例えば、社長が給料50万円としたらその5%をカットしますから、皆さんもそういう意味で謹慎して対応してくれということが結果的にいいかということになると、僕は決してならないと思っています。

数字だけ見た場合でいきますと、カットが140万人に大きなインパクトを与えて、そのことだけで安心とかいうことが出てきたら、多少の事はいいやないかとなってしまわないか。民間は業績第一主義になって参りますから、これが滋賀県のトップの姿勢やからということで、多少皆さんの期待値が下がると、かえってマイナスになる部分もあるように思いますので、私は、19年間続いたのだからそのまま進めていただきたい。

我々はそのような流れを知っているわけですから、財政規模で類似団体とかで決めましたという発表はないと思いますので、出来ましたら意見として、現状維持、19年そのまま続けて頂くことが、審議はしたけれどもそうなったということがありがたいなという気持ちになりました。

ただ、民間の考え方だと思います。そういう意味で意見として、トップが下がったのだからということで、我々職員も厳しめでいかなあかんと、結果的にマイナスなケースが出てくると、もったいないなど。

民間が今2%アップで水準も上げてございまして、行政を志す若者が、子どもたちが、給料下がるところはなかなかチャレンジしないということになる可能性もあるのかなと。我々は、毎日そういう現場におりますし、皆さんもそれぞれの現場で体験しておられますので。金額も大きいですからね。50万のうち5%下がったら大変なことになるわけで。そういうことも頭に入れながらお決めいただくとありがたいかなと、こう思うのです。社会的影響力が大きいですから。

会長： よくわかります。特に、今の民間セクターの方は、ご承知のように安倍内閣が

猛烈な賃上げプッシュをされて、給料上げろ上げろと言っているご時世であるのが事実ではあるのですが、逆に言いますと財政構造とか税収構造とかいろいろな問題が背景にあるのでしょうか、例えば僕なんか地方行政を見てきて思うのですが、世の中の景気が下がってきている時に地方の行政の方は下げ方がちょっと遅れていて、下がってきてから3年ぐらいのギャップがあってどーんと追隨していった、世の中上がっていくんだけど、地方財政の状況は同じようにきゅっと上がるかというとなかなかそうはいかない。

そういうところもありまして、そこらへんのタイムギャップみたいなものも、今のお話の中の理由の一つになっているのかなという感じはしないでもないですね。ですから、私自身も、A委員がおっしゃっているように、知事の給料ベースをどどーんと下げましたよということが、知事に対する期待値でありますとか、言葉悪いですけど免罪符になっては困るということは、ご意見としては正しいというふうに私も感じるのですね。

しかし、給料というのは、先ほどのご説明の中にもありましたように、民間の場合の、民間企業の給料の上げ方のロジックというのは、私は十分には承知してないのですが、少なくとも一般職の方に対する給与というのは、人事委員会の方で別の決め方でお決めになっておられるわけですから、願わくば2、3年景気がこのままなんとか浮揚していただいたら、人事委員会の勧告もだんだん曇りから晴れにかわっていくとそういうはずのものなわけですから。

A委員： 人事委員会もトップが下がっているから、上げるのをちょっとストップしないといけないというような気持ちには。

会長： 多分それはないと思います。

事務局： 人事委員会という第3者機関、公平な機関という位置付けでございますので、知事の引下げが影響するというのはないかなと思っております。現に、昨年度の改定でも民間の状況を踏まえ、0.42%給料が上がっております。

A委員： 今、知事の給料の月額の話をしているのですが、世間一般の民間の考え方で、退職金、これは非常に高い。これは思い切って下げる必要があると思います。給料月額をしゃべると同時に、そこもちょっと見ておかないと、リンクしているように思いますので。普通民間で3,000万円というのは4年で有り得ない額ですからね。

B委員： 私の立場で言いますと、やっぱり聞かれた時にどう説明するかという話1点に尽きるのですが、例えば部下にボーナス査定がどうやったと、その透明性というか、そういう意味では若干下げるという前提で言えば、これが一番対外的には説明が出来るのではないかなと思うのですけどね。

会長： 他に何かご質問なり、ご意見はございますか？

E委員： 私も案の①でと考えております。C委員がおっしゃったとおりで私も知事がどれくらいの仕事をして、どれくらいの責任を負っているのかというのは実際のところわかりません。

なので、絶対的にこの金額、これだけの責任だからイコールこの金額というのはいり得ない状況です。その上で考えるとすると、人口・財政規模類似団体との比較ということになってくるかと思います。

案③につきましては、平成9年度以降に改定を実施したところのみということ

なのですが、平成9年度以降改定を実施した団体のみを取り上げるというところに合理性をあまり感じませんでしたので、人口・財政規模類似団体の平均額の案①を支持するという感じです。

C委員：

一つ懸念したのは、平成9年度以降に改定を実施した団体というところ、つまり今の状態では、滋賀県もそれに入らないわけですね。他にいくつか改定されていないところも、今検討しているという可能性はあるわけですね。そこで、どう考えるかなと思っていました。

つまり、下げる必要があるので他の府県は下げられてきた、今、滋賀県もそうやって見直しをしている、同じように今までずっと手をつけてこれなかった平成9年以前のを適用されている県も今現在で考えてらっしゃるのだったら、蓋を開けてみたら今年度その平均値は変わりますよね。

そう思うとどう考えればいいのかと、またここで悩んでいまして、そこまで思わなくて、思っていたらきりがいいので①かなというのは考えたところです。

会長：

だいたい委員の皆さんのご意見は出たと思いますので、私も申し上げますけれど、私もC委員がおっしゃったみたいに、案③は少し技巧というか、説明する時にややこしいという感じがします。おそらくA委員の表明されたようなご意見を反映するとしたら案②ということになるのでしょうかけれども、やはり当たり前ですけど、47都道府県の、今の道州制の議論にもつながっていると思うのですけれども、不利なところとそうでないところと、交付税をもらっているところともらっていないところ、それから、財政基盤もあると、市町村の数、自然環境、もろもろ随分違うわけですね。

で、その中で単純に東京都も神奈川県も埼玉県も含めた47都道府県の単純平均というよりは、やはり同じカテゴリーグループに分類され、滋賀県と似たようなところで、お互いに参考にしあっているところというのを、私なんかもよく学生に言うておりますけれども、ロジックはシンプルな方がいいと。その方がいいと思っておりますので、私もどれかと問われましたら案①と。

A委員のご懸念という部分は、もちろん退職手当の審議もこれからしますけれども、それだけではなくて、我々はその答申案としての数字を出して、それを最終的に議会に諮って決めて頂くわけですが、それに合わせて付随的というか、意見というのも付けるというのがむしろ望ましいというのが、これは今日の最後にご議論致しますので、そこら辺で可能な限り反映させるということで、案①ということで進めさせてもらってよろしいでしょうか？

(意見なし)

それでは、知事についておよび副知事について案①の額ということにしたいと思います。

それでは引き続きまして、知事・副知事の退職手当についてでございます。これについても事務局から(3)において案が出されております。これについては、先ほどのところで若干ご意見も出しましたが、また先ほどと同じように事務局に対するご質問も含めてご意見頂ければと思います。これはある程度、想像、予想できたことではございますけれども、同じような、似たようなロジックで改定を進めていった場合の下げ幅は、給与に比べてかなり大きなものになっている。言い換えますと、これまでのベース額はかなり高かったということの反映が

ここに表れているのだらうなと思っています。どなたからでもお願いしたいと思います。

D委員： さっきから議論に出ていましたこの算式というのは、なにか根拠があるのですか？よそも、大阪だけは例外で1,200万円ほどで、全国よりかなり下がっているじゃないですか。それ以外のところは、数千万円の退職金、一般から見て高いな、非常に高いなという感じはあるのですが、差し支えない範囲で事務局の方で何か根拠的なことがあれば。

事務局： 特別職の退職手当は、根拠として明確にどこからかなんらかの計算式が示されてというのは、過去を見ましたけども見当たるところはございません。おそらく全国的にこのような形でどことも、給料月額に48か月を掛けてそこに率を掛けられているという形が定着していると。おそらく昭和の早い段階であったのではないかと考えられますが、根拠がどこにあったかというのは今となっては難しいということでございます。

C委員： 滋賀県だけ突出して70%という高い率を適用されている理由は何かあるのですか？

事務局： 実は以前は80%という時もございまして、その時から引き下げを行ってまいりました。ただ、前回も申し上げましたが、嘉田知事が1期目の退職手当は受取らないということもございまして、ここについて見直すというそういう必然性がそもそも起こらなかったというのが事実でございます。ところが、他府県ではいろいろ見直しというのが進んでおりまして、どこかで皆さんのご意見を反映したいというところがあるところでもあります。

B委員： 70%とか何パーセントというのは、まず金額があってそれで%が出てくるのですか？そういうわけではないのですか？

事務局： 率について何らかの根拠があるというわけではございません。

会長： 別に、議論をはしるつもりはないのですが、知事・副知事の給料の時は考え方によってパーセンテージがずいぶん違ってきたのですけれど、退職手当の場合は、どっちにしてもそれほど%で見限りにおいては、差が出てこないという、そういう感じがするわけで、そういう意味においては給料において類似団体の平均値との均衡を図ったということの繋がりでいくと案①になるのかなというような気がします。

論議は決していい加減にしちゃいけないわけで、むしろ私は焦点となるのは、副知事さんの額を知事さんと連動させるのか、他府県の類似団体の副知事さんと連動させるのか、これは正直良く分からないですね。どっちの方が、整合性があるのか。もう少しピンとこないところがあるのですけど。

私が副知事さんだったとすれば、当然務まりませんが、副知事さんだとするならば、すぐ上に仕えている知事がこれだけ下がったからお前も下げろっていうふうに言われるのと、日本全国の副知事の中の似たような副知事と合わせろというレアバーチャルなやつとどっちが納得いくかといったら、僕は知事さんかなと。僕の観測ですけどね。

そのような感じがするので、そうすると①かなと。先ほどは最後に言ったので最初に意見を申し上げました。私が確信を持って申し上げているわけじゃないです。ただ、これまでの流れに沿って自然な答えはどれかなということと言うと、

多分そういうことになるんじゃないかなと私の感想めいた意見です。

- B委員： 支給割合は、前回の資料で平成15年に改定されて知事が80から70になって、副知事が60から50になってとありました。60から50になった方が、割合数大きくなるじゃないですか、80から70になったより。このへんって何か理屈があったのですか？
- 事務局： そのあたりは全国の状況を見ながらというような改正だったと思われま。率をベースにどれぐらいの率が平均的なのかというような議論になったと思われま。
- B委員： それで70というのはそういう意味では全国的に見て大きな数字ですけれど。
- 事務局： 当時はそれほどでもなかったです。逆にいうとそれ以降、各都道府県は下げているところが結構あると。
- B委員： さっきの会長さんおっしゃったように知事が下がったのだからあなたも下げてください。同じように下げると言う方が。
- 会長： 僕はね。
- B委員： 副知事の仕事ってある種独立したものだから、他の平均を取ってもいいような気がしないでもないのですが。
- 会長： もちろんそうです。全くそのような論点もあります。直観的な感覚で申し上げました。
- E委員： 私の意見は、知事①、副知事①-2でございます。副知事さんとしては知事が下がったのと同じ%下がるというのが受け入れやすいというのはごもっともだとは思いますが、知事さんの納得よりも県民の納得というのを重視すべきではないかなと考えております。
- そうなりますとこの金額は到底県民は誰も受入れないと思いますけども、そうはいっても人口・財政規模類似団体ではこういうふうになっているというところで決めざるを得ないと思いますので、その観点から副知事さんについては①-2が私は妥当ではないかと考えます。
- 会長： 他にご意見とかございますか？今、お二方の委員から副知事については①-2に傾くようなご見解が出ました。私は議論を進めるために、あえて①-1と申し上げました。
- D委員： ①-2でやるってことは、今までの考え方から新たな概念を導入するという整理でいいのですか？今までは知事の引上げをということではなかったですかね。
- 会長： そうですね。
- 事務局： 知事の退職手当につきましては、これまで特別職の報酬審議会という場で議論されたことはございませんでした。あくまでも報酬審議会というのは知事の給料、議員さんの報酬について話合うという場でございましたので、これまでのやり方というのは、あまり退職手当に関しましては確立されたものがないというような状況でございます。
- C委員： 財政規模類似団体の平均額と知事もそのように考えられるのであれば、副知事もそのように考えた方がいいのではないかと思います。
- A委員： 私は①-2ですかね。いわゆる副知事の出所が全然違いますからね、政治家としての。もう一人いたら別だけど、たまたま一人だしね、わかりやすい。副知事を任命するのは知事？

会長：

議会の承認がいります。

それでは、知事については案①、そして副知事については①-2 というご意見の方が多数のような感じでございますので、特に委員の皆さんから強い御異議がない限りは、この①-2 というのを我々の案としたいと思うのですが、よろしいでしょうか？

(意見なし)

はい、どうもありがとうございます。それでは、支給割合につきましては、ただ今決めました給料および退職手当の額をもとに事務局で算出し、後ほど確認をいただきたいと思います。

次に、議員報酬の額について検討していただきたいと思います。議員報酬につきましては、先ほど説明がありましたように(4)というところで、案が出されているところでございます。これについて何かご意見ないし、ご質問等ございましたら、ご自由にお願いいたしたいと思います。

なお、前回のご議論の中で、議員報酬については、知事・副知事よりも小幅のカットないし据え置きという意見で集約をさせていただきました。ということでございますので、この案としましては3つ出ておりますけれども、前回の議論を踏まえた中でいきますと、案が実は4つあるという理解で、案の4というのは据え置き、すなわち、新たな改定は行わない、現行どおりに支給するというもの。

改定案が3つ出ており、据え置き案というのが別にあるというふうにご理解いただいたほうがよろしいかと思います。それでは、どなたからでもご自由にお願いいたします。

C委員：

議長は従来から副知事と同額としていますというのは、これはどこで決められて、ずっとそうだったのかという、その辺りをお聞きしたい。

事務局：

本県がこれまで改定を行ってきた中で、昭和63年に副知事と議長を同額にしております。その後、平成3年と平成8年にも改定が行われているのですけれども、63年の手法を踏襲した形で、ずっと同額できております。

会長：

今の回答を少し言い換えますと、条例とかそういうもので議長の給与は副知事と連動するものとするという規定はないということ。63年の改定以来の慣行という言い方が適当だと思います。やり方としてはそういう風になっているということのようです。

C委員：

議長と副知事とでは、責任報酬でいくと同等であろうということで同額とされていると思うのですけれど、私は、退職金がないことから議長さん、議員さんたちは現行がいいなと思っていたのですけれど、議長の方が上になってしまいますよね？報酬という面からいうと、その考え方はおかしくなりますか？

会長：

我々の議論の結果、知事・副知事については、給料、退職手当と引き下げましたと、それに対して前回の議論の中で出てきた結果の案の一つとして据え置き案というのを我々がとった場合には、副知事と議長が同額という63年以來の暗黙のルールが破られることになるが、それでもよろしいか、ということ。

C委員：

責任的にどうなのかというところは・・・。

会長：

先ほど申し上げたように、今のお話をさらに進めると、前回の議員については小幅の下方修正ないしは据え置きというのが、あり得ないということになってしまいうわけですね。つまり、副知事は下げると決めたわけですから、連動して必

ず下がると、議長に関してだけですけれども、下がるということですから、そういう意味では、それはあり得るということにならざるを得ないということになる。

B 委員： 議員はそのままにして、議長は下げるということもあり得る？

会長： もちろん、それもあります。

A 委員： 議員の人は、前回かなり専従で、議員数も今回減りましたよね。そういうことからすると、据え置き案がいいのではないかと。議員になる人も非常に少なくなってきましたから、後押しを審議会の皆さんにしてもらったらいいいのではないですか？

D 委員： 定数が減ってきているということですね。

E 委員： 私は案②を支持します。知事・副知事の給料からすべて人口・財政規模類似団体、副知事についても結果的に人口・財政規模類似団体の平均ということで、すべて揃えるのがいいのかなというのが、私の意見です。前回、議員さんについて、質問の時間をかなり取っておられて、頑張っておられるような話をお聞きはしたのですが、中身がどういうふうな、失礼な言い方になりますけど、その実質的な議論をされているのかわかりませんし、私の浅い知識でといいますと、滋賀県にするのか、近江県にするのかの話は聞いたりしますが・・・。

そうなりますと、今日いただいた資料の 10 ページを見ますと、議員一人の人口を見ますと順位で言うと 25 番目。そうなりますと形式的に考えて、人口・財政規模類似団体の平均額、それが説明としては一貫していてわかりよいのかなと思います。前回の議論からいきますと、議員さんについては据え置きあるいは少し減らすというところからすると、案の②に固執するわけではございませんが、現時点では案②が妥当だと考えます。

会長： 私が少し強調しすぎたのかもしれませんが、据え置きもあり得るという意見が選択肢として採用されたということは間違いがないわけですが、少なくとも私の記憶、議事録見ていますけれども、知事・副知事の給料の引き下げ幅よりも議員の引き下げ幅が小さくなければいけないとまで議決というか、審議で決定したわけではないような記憶ですが……。いずれにしてもどういう考え方かということはあると思いますね。これはちょっとなかなか難しいのかもしれないですね。

B 委員： これは、知事・副知事でもそうでしたけど、1 万円未満を四捨五入しているということは、実際には、例えば副知事の給料の場合、給料 5.8%減になっていますけれども、もっと実際は小さくなるのですか？5.3%減に近づくのですか？

事務局： 実際支給される額というのは、これまでは 1 万円単位で金額を決めておりますので、実際、副知事ですと 98 万円を支給するということになります。

B 委員： 結果的には 1 万円未満を便宜的に四捨五入しているのじゃなくて、実質的に 5.8%マイナスになるのですか？

議員さんの案①をとったときには、議員さんに関しては 4.8%マイナスになるということですね。

事務局： そうです。

D 委員： ②案だったら、減額率が一番大きい。たまたま②案でいくと、議長でいうと 98 万円になってマイナス 6 万円で、副議長も議員もマイナス 6 万円。これは現行の

絶対額でいうとおのずと率が大きくなってくる。議長、副議長、議員と下げ幅が大きくなるのですね。今でも、議員のカットは1割でしたか？

議会事務局： 20%です。

会長： 議長・副議長について、別途役職手当的なものは付くのでしょうか？

議会事務局： それは何もございません。

会長： この給与差がそれに相当すると？

議会事務局： そうです。

D委員： 下げ率からいうと①案の方がバランス的にいいような気がするのですけれど。かつ従来の改定方法という……。私は①を主張させていただきます。

会長 他にご意見とか、あるいはご質問とか。

B委員： 私も①です。やはりこの手のものは、ある程度の安定性というか、いっしょのやり方、給料の変化についても従来の手法を則ってやるのがいいのではないかと思います。

会長： A委員が前回からお話されているみたいに、議員定数の削減であるとか、自らの給与カットだとか、今回の選挙で新しい方が通られるとか、いろいろ諸事情というものも考えなければいけない部分があると思いますが、知事・副知事もそうなんですけれども、何十人とおられる議員さんの年収というのが、一般論として、一つの見分け方としては年収1千万円で、1千万円は超えているということは維持されているわけですから。

それを最終的に議員さんや議会がお認めいただくのであれば、よしとするのかなという感じは、私も思います。これはロジックが違うというご意見もあるかもしれませんが、知事・副知事がある程度カットされている中で、少し私個人としては据え置きというのは何か特段の説明のロジックがいるのかなという感じがして、そのときには新人の人が多からというのは多分説明としては、気持ちとしてはよくわかるのですよ、実情としては多分そういうことはあると思いますが、少し違うような気がしますね。

最近、議員さんのスキャンダル多いですから、あんなもの1回の出席回数で手当を払えばいいんだとか、実費交通費と時間給で払えとか、いろんな議論、ラジカルというか、徹底改革の意見が出ているぐらいですけれども、新しく出る方を含めて、投票・無投票になるかを考えても、年収1千万円プラスという最低保障があるのであれば、私の感覚では立候補もしていただけるし、ちゃんと仕事も責任もってやっていただけるのじゃないかなという感じはしないでもない。

ただ、先ほど来申し上げているとおり、給与の引下げが、知事・副知事と同様に議員さんの仕事や責任に対するある種の期待値の下げだとか免罪符みたいになっても私は困るということは当然のことではあるかとは思いますが。

私もそういう意味で案①の、比較的、真ん中のカット幅でこれまでのやり方を踏襲するという改定の方法が、最終的な決定主体の議会に対しても県に対しても一番説明はしやすいような気はするわけですが。

E委員いかがでしょうか？ E委員の思う気持ちとしては、できるだけ、少なくとも県民の感覚から見たら、全体的に高すぎるので、できるだけ引下げたほうがいいのかという考え方が多分あると思うのですけれど、とりあえず、案の①ということではよろしいでしょうか？

E 委員： 私の頭の中では類似団体というのがあったのですが、ただ結果として議員が 7.1%というのは、ちょっと数字としてラジカルだなという考え方もあったので、そこは強く反対するものではありません。

会長： ありがとうございます。そういたしましたら、今の中で特段の強い反対がないのであれば、私どもの案としては案①の額としたいと思いますが、それでよろしいでしょうか？

(意見なし)

はい、ありがとうございます。これで答申する額もほぼまとまりましたので、次に答申文について検討したいと思います。ここで事務局に答申文の素案を作成していただきますので、10 分程の休憩を取りたいと思っております。それでは、よろしくお願いします。

<休憩>

会長： それでは、お待たせいたしました。今、短時間で、事務局の方から答申の案というのをまとめてつくっていただいて、私はそれを確認いたしました。

簡単にご報告いたしますけれども、基本的には、滋賀県知事三日月大造様に對して、審議会会長名を添えて、答申という形になりますが。改定額等につきましては、議員報酬および給料の額、議長月額 98 万円、副議長月額 85 万円、議員月額 80 万円、知事月額 125 万円、副知事 98 万円、退職手当の支給割合等については、知事が支給割合が 100 分の 59、3,540 万円、副知事については支給割合 100 分の 41、手当額というのが、1,928 万 6,500 円、そして実施については速やかに実施すべきだということでございます。

また、先ほどから言っています、今の数値の基準となるような考え方についても付記して説明をするということになっております。

続きましては、一応、案文については私の方で確認をさせていただきましたので、今後の成文についても事務局と私の方にお任せいただきたいと思いますわけですが、残された時間で先ほども申し上げておきましたけれども、別紙、審議会における委員の主な意見等という欄がございます。そこは今の事務局案では空欄になっております。第 1 回および第 2 回の議論の内容を踏まえて、これを事務局にまとめていただくということになるのですが、この 2 回の議論の中で特に記載した方が良いというような内容のご意見というのを委員の皆さんから出していただいて、最終的にどのようにまとめるかというのは、ご一任いただきたいですけれども、それぞれの委員から出していただきたいというふうに考えております。

どなたからでもご自由によろしく申し上げます。こういう言葉を使って欲しいとかというようなことまで立ち入っていただいても結構かと思います。

D 委員： 諮問されて 19 年ぶりの審議会開催というのは、あまりにも長いような気がするのです。もう少し小まめに給料について類似団体等との比較をしたうえでやった方がいいような気がするのですけれど。私はちょっとそれを感じました。そういうことでよかったですか？

会長： そうです。今の D 委員のご意見というのは、正確にいつというところまでは兎も角として、これまでの議論の中で複数の委員から出されたものだと思いますので、どういう表現になるのか、「今後は更に細かく改定をしていき、必要に応じ

て本審議会も開催するということを求めたい」というようなところになるかと思っています。

今のご意見についてご異議とかございますか？あるいは、ちょっと変えた方がとかご意見ございましたら。よろしいですか？それでは、それは盛り込んでいただくということで。

C委員： できれば、議論に、委員になるときにこの2回の短期間の中で議論するのではなくて、ある程度1年スパンとか、知事の行動であるとか、議会の行動であるとかを、しっかり委員としてそういう目を見た上で、最終的に判断をできるようなシステムにしていただけたら、もう少し責任感として、県民としてかかわれるのかなと思うのですが、それは個人的な意見です。

会長： 手元に資料等があるかわからないのですが、従来の過去の審議会ですね、だいたい2回くらいの集中的な審議および答申というスタイルになりますか？

事務局： だいたい2回か3回。

会長： C委員のご意見としては、もう少し、場合によってはもう少し長期になってもいいから、時間と回数をかけて審議すべき問題ではないかと、そういう風に委員としてのご感想を持たれると。

C委員： 常日頃から県民としてそういう意識を持っていないといけない、そこが私は欠けていると思いますので、委員となったらそういうところにも目を配っていった結論を出せないものかなと思ったのですけれども。そこは違うのですかね？

会長： 特に個人の所得にかかわることですので、ある意味で、もちろん選挙で選ばれたり、あるいは責任ある立場なので、県民の声を聞き入れろという雰囲気もあるのかもしれませんが、それにおいてはおっしゃるように、僕我感觉でいきますと、例えば、それぞれの立場で滋賀県の中身といいますか、動きとかいろんなことについて精通されている方の知見というのと、極端にいうと私のように県民でもなければ、居住歴のないような人間も加わって、ある種客観的というか第3者的な見方しかできない人間というのに入った方がいいとは思っているのですが、いずれにしても、僕も2回で決めるというのはややちょっと急かなという感じはするんですね。

まあ、1年というのは正直ちょっと、お金を決めるのにはちょっとかなと思いますけれども。どうでしょうか？これは今出されたご意見という風に考えますので、委員の皆さんとして「いや、2回でいいんだ」という考え方もあり得ることですけれども。どうでしょうか？意見として盛り込むとしてよろしいでしょうか？

これはあくまでも拘束力のない意見として、実際に今回の審議に携わられた委員としてももう少し慎重に議論したいというご感想を持たれたC委員のお考えですね。いかがでしょうか？議事録には残すが、答申案文には入れないという考え方ももちろんあるわけですし、そこら辺はいろんな段階があると思います。どのような扱いにいたしましょうか？

B委員： 知事に対して我々こういう風にしたいけれども、次回はもう少し丁寧にというか、もうちょっと期間を設けてもいいんじゃないのと、みたいな意見を出すわけですか？

会長： そうですね。D委員のもうちょっと頻繁にやった方がいいのではないの？とい

うのとあまり変わらないですね。

B委員： それはそれでいいと思います。

A委員： 審議会の際にはコーヒブレイクではないですけど、約30分くらい委員だけでミーティングしたら、もっと深いところの意見も出せるし、そんな感じはするんです。そういうことをすると活発になりまして。延いては滋賀県が良くなっていくことだと思いますし、我々の勉強にもなると思います。

会長： この審議会の審議のあり方についてのご意見が2つ3つ出されたわけですが、答申そのものの内容にかかわることで、附帯決議といったら変ですけども、付言するようなことが、もしもございましたらこの機会におっしゃっていただければと思うのですけれど。

A委員が以前からおっしゃっていたこと、私が意見に盛り込んだ方がいいなと思っておりましてのは、財政事情や税収のことであるとか、国の制度とかいろんな理由で県の財政は決して楽ではないという中で、こういう答申になったというのも、それは知事・副知事・議長・副議長・議員の責任と職責を我々が軽く見ているわけでもなければ、そのように見てもらっては困るというような主旨のことをもう少しお役所言葉で付け加えた方がよろしいのではないのでしょうか？

A委員： 委員長にお任せします。

会長： 他に何かございますか？事務局の方でだいたい今くらいの感じでまとめていただけますか？もうちょっと出さないと寂しいというようなことは？

事務局： ありません。

会長： どうもありがとうございました。それでは、これまで出された意見というのを集約しながら、最終的には答申文の別紙、審議会における委員の主な意見等というのを文章として提言し、知事にお渡しするということで御異議ございませんでしょうか？よろしいですか？

(意見なし)

それでは、最終的な表現については、私と事務局にお任せいただくことということで、お願いしたいと思います。知事に対する答申につきましては、5月15日金曜日10時からとなっております。私が県庁に出向きまして知事に答申することになりますので、その点ご承知おきください。

以上を持ちまして、本日の審議を、まあ、実質非常に短い時間でありましたけれども、委員の皆様のご協力、おかげをもちまして、大変有意義で実質的な議論ができたと思います。感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

(2) 総務部長あいさつ

閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。委員の皆様方には2回という限られた時間でありましたが、活発なご議論をしていただき、誠にありがとうございました。今ほど、会長からもありましたように、皆様方のご意見を踏まえまして、15日に会長から知事へ答申をしていただくということになります。本審議会につきましては、これで最後ということになりますが、どうか皆様方におかれましては、今後とも本県の県政推進のためにご協力をいただきますようお願い申し上げまして簡単ではございますが、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。